

ブレスト・アウェアネス啓発イメージキャラクター使用要領

(ブレスト・アウェアネス啓発イメージキャラクターを以下「キャラクター」という)

キャラクターの使用にあたっては、以下の内容をご確認のうえ、「キャラクター使用許諾申請書」を下記の申請先までご提出ください。申請内容を審査のうえ諾否を回答いたします。

また、許諾された場合はキャラクターを使用した制作物（リーフレット、冊子、グッズ、立て看板、のぼり旗、横断幕、ホームページ等）の実物、コピー、データ、URL等を当法人に提出してください。

1. (使用目的)

キャラクターの使用はブレスト・アウェアネスの普及・啓発を目的とすることを原則とする。

また、以下（あるいはそれと同義）の内容を制作物に表示するものとする。

ブレスト・アウェアネスは、『乳房を意識する生活習慣』です。女性が乳房の状態に日頃から関心を持ち、変化を感じたら速やかに医師に相談するという正しい受診行動を身につけましょう。

ブレスト・アウェアネスの【4つのポイント】

- |                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| 1. ご自分の乳房の状態を知る      | 2. 乳房の変化に気をつける            |
| 3. 変化に気づいたらすぐ医師へ相談する | 4. 40歳になったら2年に1回乳がん検診を受ける |

2. (使用対象者)

キャラクターを使用できる者は、当法人が認める者に限るものとする。

3. (図柄等)

キャラクターのデザイン、色、縦横との比率は変更不可とする。ただし、単色印刷は差し支えない。

4. (使用料)

キャラクターの使用に係る料金等は徴収しない。

5. (申請)

キャラクターの使用を希望する者は、「キャラクター使用許諾申請書」を作成し、当法人に申請しなければならない。当法人は、内容を審査の上、諾否を使用希望者に対し回答する。

6. (違反者への措置)

当法人は、使用許諾を受けた者（以下「使用者」という）がこの要領に違反した場合は、使用許諾の取消及び是正のための措置を取ることができる。

7. (使用者の義務)

- (1) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、キャラクターの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 使用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに当法人へ通知するものとする。
- (3) 使用者は、第三者との係争、審判、訴訟等については、使用者自ら対処するものとし、その費用は、使用者が負担するものとする。
- (4) 使用者は、当法人から要請がある場合は、キャラクターの使用実態の報告等を行わなければならない。

ブレスト・アウェアネス啓発イメージキャラクター

キャラクター使用許諾申請書

年 月 日

特定非営利活動法人 日本乳癌検診学会  
理事長 殿

申請者（使用予定者）

所在地

団体名（氏名）

代表者名

⑩

連絡先

ブレスト・アウェアネス啓発イメージキャラクターの使用にあたり、使用要領を承諾の上、下記のとおり使用を申込みします。

1. キャラクターを使用するもの

使用対象	
------	--

2. キャラクターを使用するものの作製予定数

作製予定数	
使用態様	サンプル・デザイン案がある場合は添付のみで可

3. 使用の趣旨及び目的

使用目的	
対象地域	

4. 使用期間

使用期間	
------	--

5. 使用許諾状況を公表する場合、公表の希望の有無（いずれかに✓）

希望する       希望しない